

基本目標2 その人らしく働き、暮らせるまち すみだ

課題（１）男女がいきいきと働けるよう支援します

〔施策の方向〕

- ① 就業における男女共同参画の推進
- ② 女性の再就職・起業支援
- ③ 中小企業・商工業における男女共同参画の推進

〔指 標〕

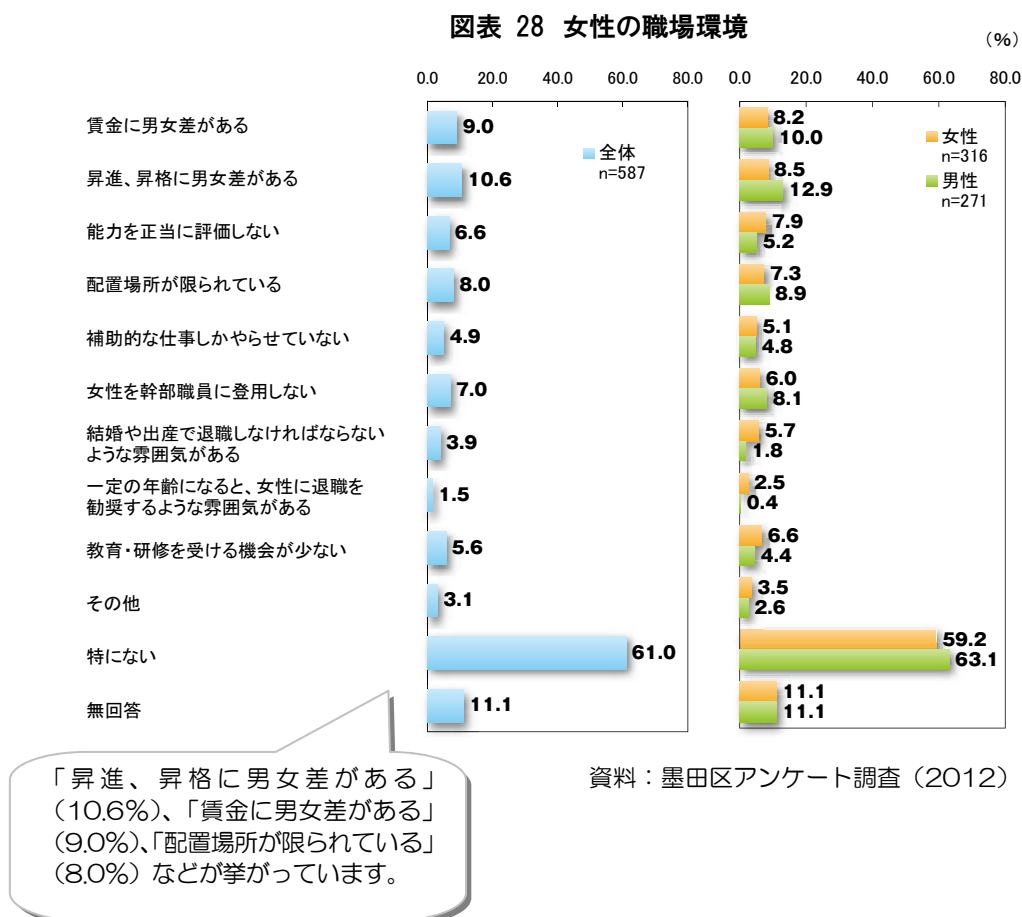
項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 職場で男女が平等であると回答する区民の割合	女性 26.2% 男性 32.4% （墨田区アンケート調査 2012）	増加
2 女性の再就職支援のための講座開催回数	年 1 回	年 1 回以上
3 ワーク・ライフ・バランスセミナー開催回数	年 1 回	年 1 回以上

施策の方向①就業における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からもたいへん重要です。男女雇用機会均等法の改正等により、男女の雇用機会均等について制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用形態などにおいては依然として男女の格差があります（図表 28）。

また、男女雇用機会均等法では、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い等を禁じていますが、近年は妊娠・出産がきっかけで、女性が解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導等をされたり、妊娠中・産休明けなどに、残業や重労働などを強いられるなどのケースが増えているといわれています。



◆◇◆方針◆◇◆

■労働と家庭的責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について理解を広めていきます。

	事業	事業の内容	所管課
69	労働に関する資料の配布	労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等についての資料を窓口で配布することにより、男女の労働に関する共同参画について啓発します。	人権同和・男女共同参画課
70	企業への働きかけ	就労分野において男女共同参画が進むように、男女雇用機会均等法やセクシュアル・ハラスメント等の情報提供や意識啓発活動を実施します。	すみだ中小企業センター 人権同和・男女共同参画課
71	労働相談体制の連携	労働条件等に関する相談に対し、都労働相談センターとの連携を図ります。	人権同和・男女共同参画課

施策の方向②女性の再就職・起業支援

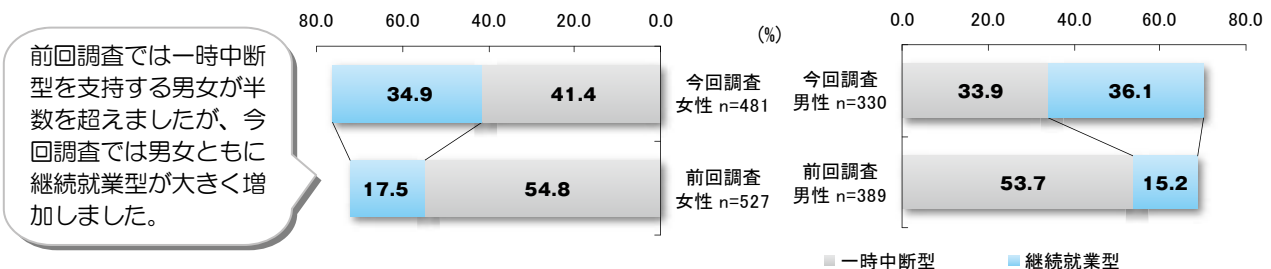
◆◆◆現状と課題◆◆◆

平成 24 年 6 月、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（～働く「なでしこ」大作戦～）が発表され、その前文で、「日本に秘められている潜在力の最たるものこそ『女性』であり、経済社会で女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となる」と示しています。

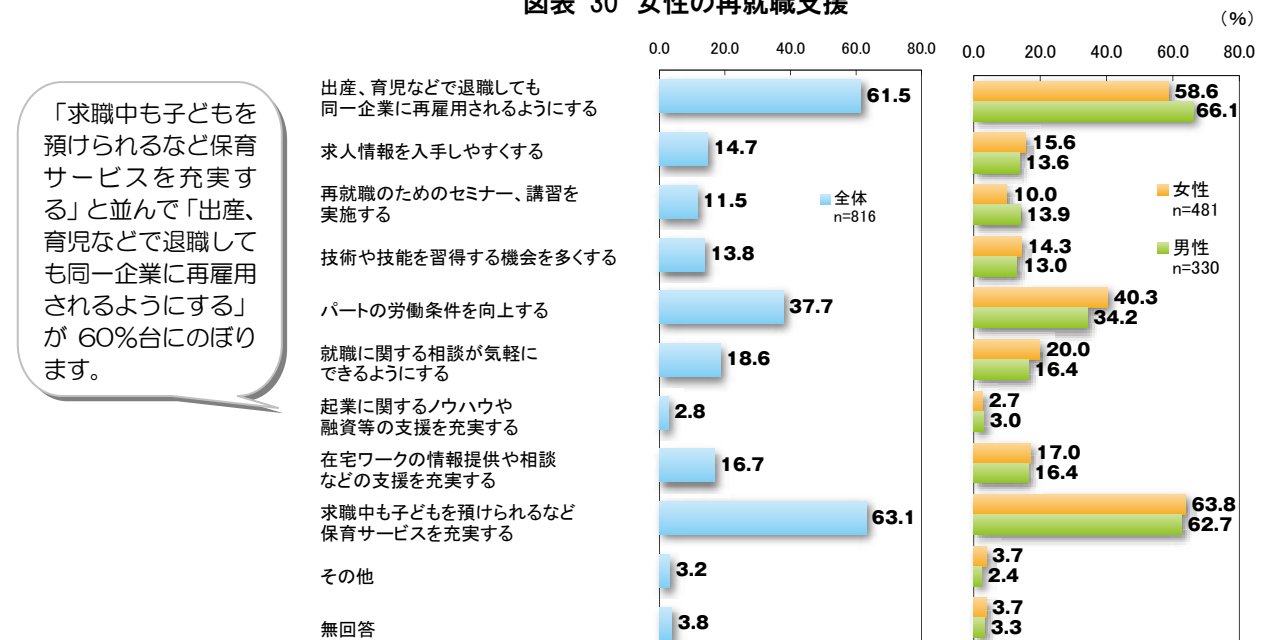
一方、墨田区においても女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる 20 代後半から 30 代にかけて低下する M 字カーブを描いています（P17 図表 7）が、結婚や子育て期に働くかどうかの選択については、男女ともに継続就業型（「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業をもつ方がよい」）が前回調査から大きく増加しました（図表 29）。なお、一時期家庭に入った女性の再就職支援として、保育サービスの充実と並んで企業の再雇用が必要との声が高くなっています（図表 30）。

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要です。

図表 29 女性のライフコースへの意識の変化(前回調査との比較)



図表 30 女性の再就職支援



◆◇◆方 針◆◇◆

- 女性自身が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援します。

	事 業	事業の内容	所管課
72	女性の再就職等への支援講座	働く女性向けのストレスマネジメント・スケジュール管理など、自分らしく健康に働くための知識を得るための講座を実施します。	すみだ女性センター
73	職業能力の向上（工業振興スクール）	すみだ中小企業センターにおいて、企業で必要とされる最新の知識や技術を提供し、区内企業の発展に貢献する潜在的人材を育成します。	すみだ中小企業センター
74	就労情報の提供	求人や職業訓練など就労支援情報の提供及び相談体制を充実します。	生活経済課
75	再就職や起業をめざす女性への情報提供	再就職や起業をめざす女性に対して、国や都の事業の情報を提供します。	人権同和・男女共同参画課
76	起業家同士のネットワークづくり	定例会、交流会、各種セミナーの実施を支援し、女性起業家同士等あらゆる企業のネットワークづくりを図ります。	すみだ中小企業センター

施策の方向③中小企業・商工業における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、企業がワーク・ライフ・バランスの取組を行うことを積極的にとらえ、企業とそこで働くものが、協調して生産性の向上や職場の意識改革等に取り組むとされています。

「中小企業の雇用管理と両立支援に関する調査¹⁰」（平成 21 年 独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、育児休業を取得した女性社員（正社員）は、従業員規模 300 人以上では 90%を超えますが、従業員規模 30 人未満では 58.7%にとどまっています。

また、ワーク・ライフ・バランス支援策への積極度を企業の規模別でみると、従業員規模が 500～999 人の企業では“積極的”が 61.3%（「積極的である」8.0%と「やや積極的」53.3%の合計）であるのに対し、従業員規模が 30 人未満では 9.6%（「積極的である」1.1%と「やや積極的」8.5%の合計）にとどまることがわかりました。

区内に多い家内工業や商店等自営業では仕事と家事、育児、介護の境目がない厳しい状況にいることも少なくありません。ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、女性の活躍が評価され、男女が対等なパートナーであることを改めて考えていくことも大切です。

また、企業における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの取組を一層推進していくため、公共工事等の競争参加資格審査において、取組状況を評価する仕組みを検討していく必要もあります。

図表 31 従業者規模別事業所の割合

	30人未満	30～100人未満	100～300人未満	300人以上	派遣・下請従業者のみ
墨田区	94.8	3.6	0.9	0.3	0.4
東京都	92.6	5.4	1.2	0.4	0.4

資料：経済センサス、東京都事業所・企業統計調査報告書 平成 21 年 10 月 1 日

◆◆◆方 針◆◆◆

■中小企業で働く男女の望ましい就業環境等について働きかけていきます。

	事 業	事業の内容	所管課
77	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会	ワーク・ライフ・バランスの意義や方法をわかりやすく紹介し意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

¹⁰ 調査の概要：

日本全国の日本標準産業分類 19 産業から農業、林業、漁業、鉱業、複合サービス業、公務、分類不能の産業を除く 12 産業に属する従業員 10 人以上 1000 人未満の企業を調査対象に 10,000 社を抽出し、郵送法により調査を実施しています。調査実施時期は平成 20 年 11 月～12 月。

課題（２）仕事と生活の調和をめざします

〔施策の方向〕

- ① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)・ゆとりある家庭生活への支援
- ② 男女で担う子育て環境づくり
- ③ 高齢者・障害者の介護(介助)者への支援

〔指 標〕

項 目 名		現 状	目 標（平成 30 年度）
1	「ワーク・ライフ・バランス」の内容まで知っている区民の割合	16.4% （墨田区アンケート調査 2012）	増加
2	パパのための出産準備クラス開催数	年 12 回	年 12 回以上
3	ハート・ライン 21 事業の推進	区社会福祉協議会への助成	継続実施

施策の方向①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)・ゆとりある家庭生活への支援

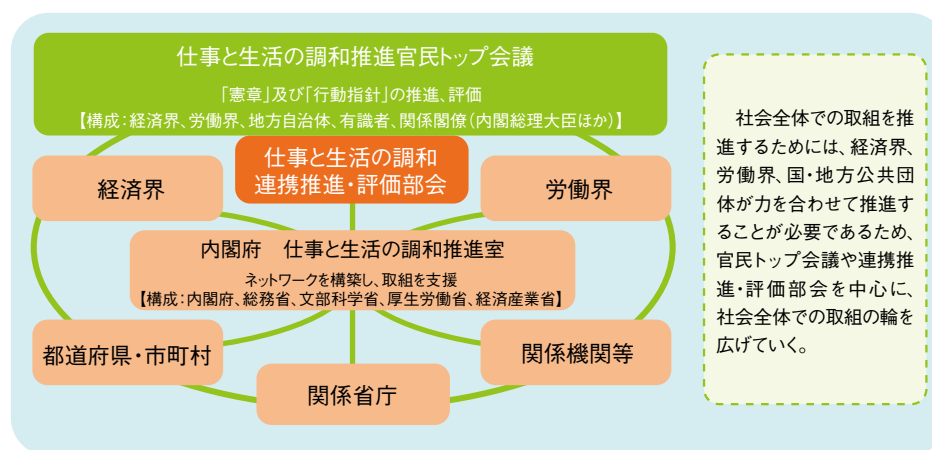
◆◆◆現状と課題◆◆◆

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りたいと希望する男女が多いものの、現実では、女性は仕事や家庭生活を優先、男性は仕事を優先する生活となっており（P37 図表 14）、20～30 歳代や 50 歳代男性の長時間労働も明らかとなりました。

国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

墨田区アンケート調査（2012）では、ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」とするのは 16.4%にとどまり（P42 図表 18）、今後の普及が期待されています。

<参考>仕事と生活の調和を推進する体制



◆◆◆方針◆◆◆

■仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで、選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。

	事業	事業の内容	所管課
78	ワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発	区のお知らせや区のホームページ、啓発冊子等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの必要性等の意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
79	ワーク・ライフ・バランス推進のための検討会	男女を問わず誰もが仕事とプライベートをうまく調和させ、自分が希望するバランスで生活するための手段等について、関係各課で検討を行い、墨田区らしい「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざします。	人権同和・男女共同参画課
80	労働資料の収集及び提供	国・都から提供された資料及びパンフレット等を収集・配布し、育児・介護休業制度取得や短時間勤務の利用促進を図ります。	人権同和・男女共同参画課
81	特定事業主行動計画の推進	「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員の仕事と家庭の両立が図られるようにするため、勤務環境の整備等の目標を定め、その達成のために講じる育児休業の促進等の行動計画を策定し推進します。	職員課

施策の方向②男女で担う子育て環境づくり

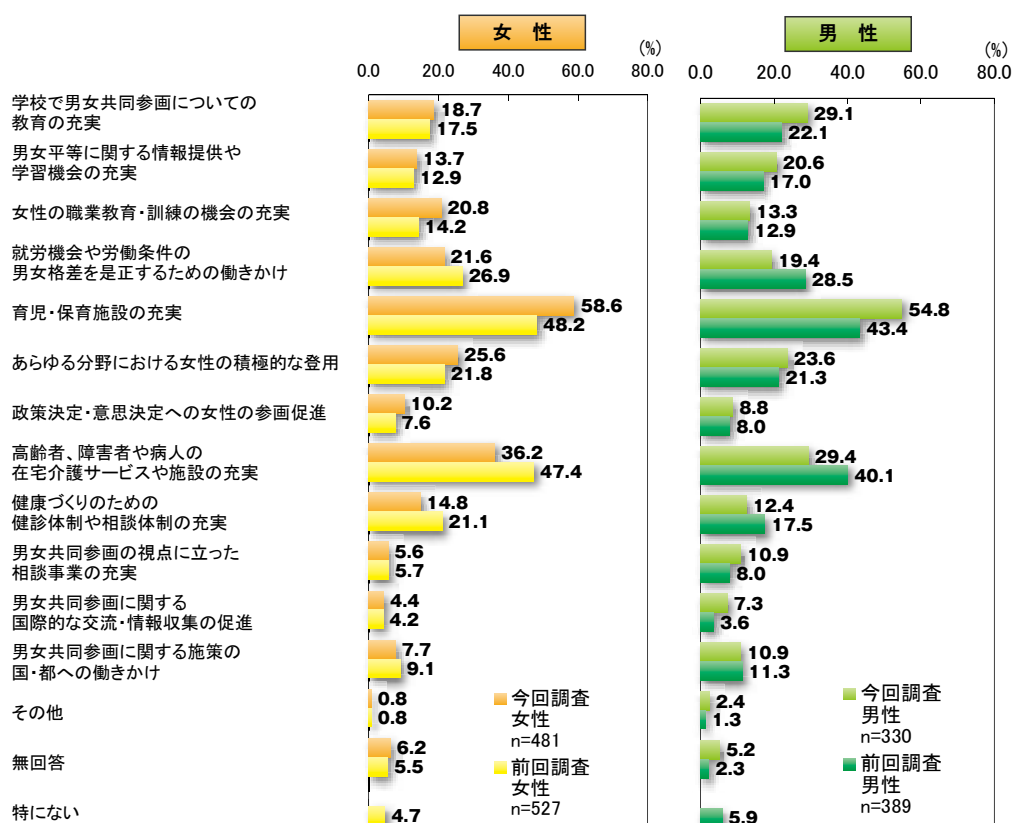
◆◆◆現状と課題◆◆◆

墨田区アンケート調査（2012）から、「男女共同参画社会の実現ために区が力を入れるべきこと」で最も多いのが「育児・保育施設の充実」で、男女ともに前回調査より増加しました（図表 32）。働く女性が増え続けているため、墨田区においても保育所の定員を増やしても待機児童が解消されない状況が続いています（図表 33）。

国においては平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法が公布され、子ども・子育て関連制度を総合的・包括的に見直し、一元的なシステムとする子ども・子育て支援システムが構想されました。これにより幼児期の学校教育・保育が質量ともに確保され、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることが期待されています。

一方、育児・しつけ・家庭教育の役割分担では「夫と妻と同程度」は 33.0%にとどまります（図表 34）。男女で育児を共有する環境づくりをより一層進めることも必要です。

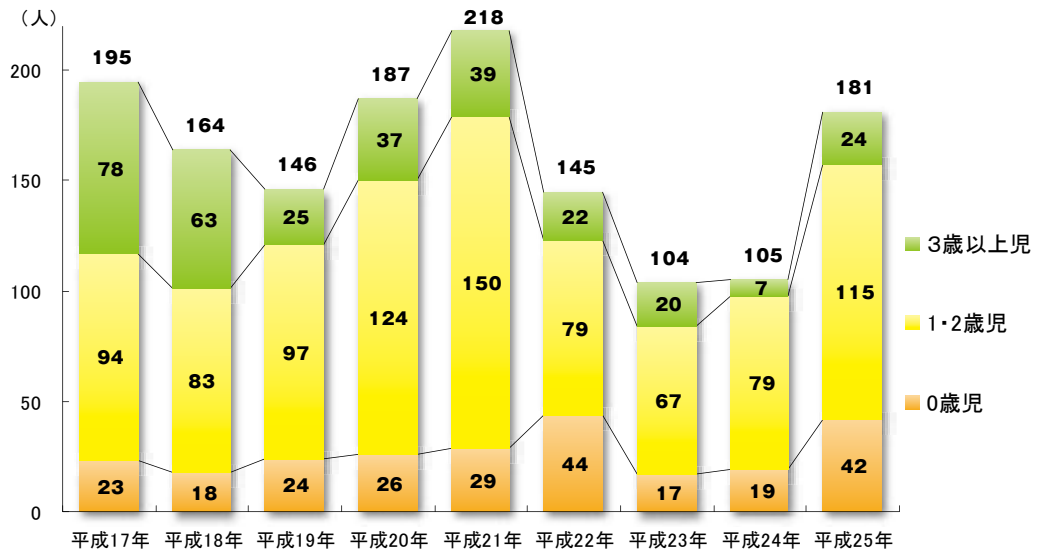
図表 32 男女共同参画推進に望む施策の要望(前回調査との比較)



資料：墨田区アンケート調査（2012）

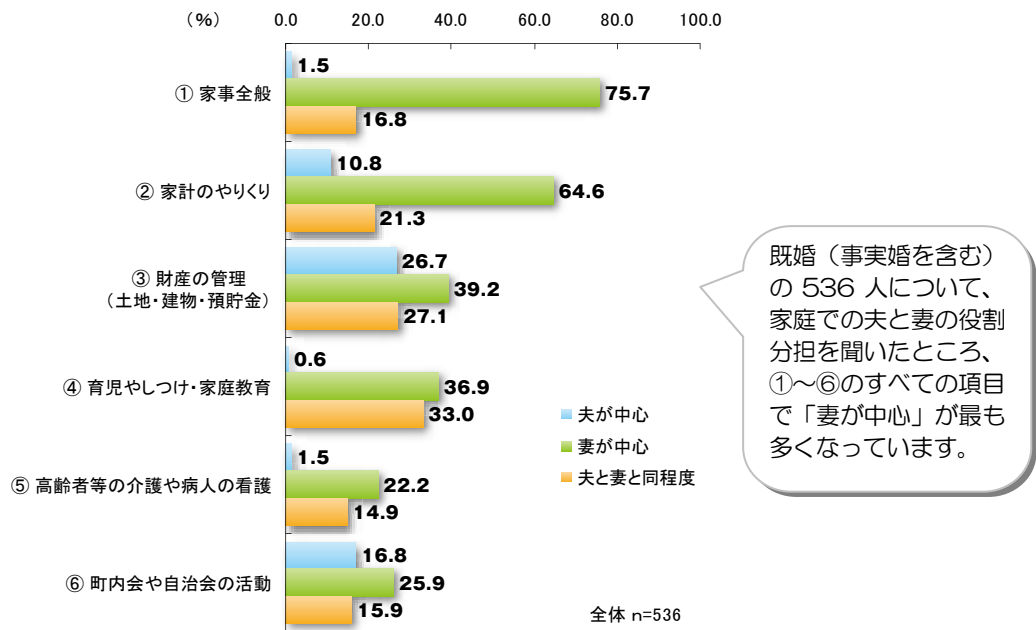
「育児・保育施設の充実」（女性 58.6%、男性 54.8%）が男女ともに最も多く、前回調査より増加しました。
第2位の「高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」は女性が 36.2%と男性に比べ多くなっています。

図表 33 墨田区の待機児童数の推移(各年4月1日)



資料：墨田区待機児童解消計画

図表 34 家庭の中での男女の役割分担



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方 針◆◆◆

■男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	事 業	事業の内容	所管課
82	男性のための育児教室の実施 (パパのための出産準備クラス)	男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。	保健センター
83	男性の育児への参加に向けた家庭教育学級の実施	育児を男女がともに担うよう、家庭教育支援講座を通じて、男性の育児への参加に向けた家庭教育支援を行います。	生涯学習課
84	男性の子育て参画支援(父親対象事業)	男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。	すみだ女性センター
85	だれでもトイレの整備	ベビーチェアー・ベビーベッド等を配備した「だれでもトイレ」を整備し、男女で子育てを担う意識を普及します。	道路公園課
86	子育て支援地域活動促進事業	地域で児童を育成する機能を活性化させる区民の自助・相互活動を促進し、子育て自主グループを育成します。	子育て支援総合センター
87	子育ての相互援助活動の実施 (ファミリー・サポート・センター事業)	多様化する保護者の保育ニーズにこたえるため、地域のコミュニティを活用し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行い子育て支援を充実します。	子育て支援総合センター
88	訪問型保育支援事業 すみだ子育て支援ネット 「はぐ(Hug)」	在宅で子育てする保護者が急な病気や体調不良等により子育てが困難になった場合、民間事業者に事業を委託し、保護者の自宅へ区が認定した子育てサポーターを派遣し、子どもを保育します。	子育て支援総合センター
89	子育てサポーターの育成・活用	子育て経験が豊富であり、子育ての悩みを抱える親が気軽に相談できる子育てサポーターを育成し、区が実施する子育て支援事業等で活用します。	子育て支援総合センター
90	0歳児保育の実施	0歳児保育を実施し、保護者の保育ニーズにこたえ、仕事と家庭の両立を支援します。	児童・保育課
91	産休明け保育の実施	産休明け保育を実施し、保護者の保育ニーズにこたえ、仕事と家庭の両立を支援します。	児童・保育課
92	病後児保育(施設型)の実施の検討	普段保育園に通っている子どもが病気にかかった後、集団保育が不可能な場合に、その子どもをあずかる病後児保育の実施について検討し、仕事と家庭の両立を支援します。	子育て計画課
93	家庭的保育者(保育ママ)制度の実施	保護者の就労等によって養育が困難になった乳幼児を、保護者に代わって家庭福祉員が自宅で保育することで、就労支援を充実します。	児童・保育課

	事業	事業の内容	所管課
94	緊急一時保育の実施	生後6か月から小学校就学前の健康な子どもの世話をしている保護者が、病気や出産などで子どもの世話ができない時などに、保育所で一時的に子どもを保育することで在宅子育て支援を充実します。	子育て支援 総合センター
95	ショートナースリー（短期保育）の実施	家庭における保育が断続的に困難な時、短期間子どもをあずかり、保護者の就労、通学、通院、看護等を支援します。	子育て支援 総合センター
96	子どもショートステイ（宿泊型）の実施	ほかに養育する人がいない保護者で、一時的に児童を養育することが困難な場合に、区が委託する乳児院、児童養育施設で児童をあずかり、子育てを支援します。	子育て支援 総合センター
97	休日保育事業の実施	保護者の就労等によって養育が困難になったお子さんの、休日保育を実施します。	児童・保育課
98	特別保育事業の実施	育児リフレッシュも含めた一時保育、休日保育、延長・一時延長（夜間延長）保育、年末保育等の特別保育事業を実施し保護者の多様な保育ニーズに対応します。	児童・保育課 子育て支援 総合センター
99	待機児童解消対策の実施	認可保育所、既存保育園分園の整備、小規模保育の実施、保育コンシェルジュ事業を実施し、待機児童の解消を図ります。	子育て計画課
100	学童クラブ事業の実施	小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	児童・保育課

施策の方向③高齢者・障害者の介護（介助）者への支援

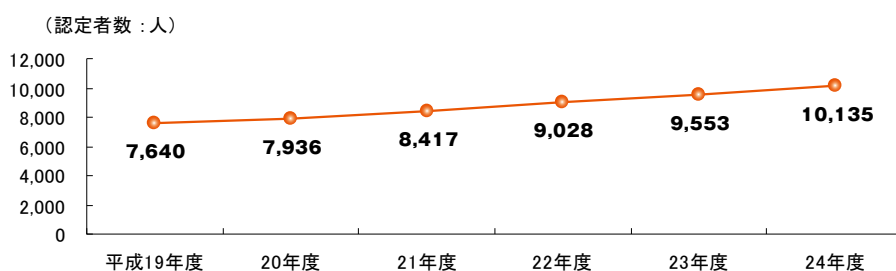
◆◆◆現状と課題◆◆◆

墨田区アンケート調査（2012）から、「高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」（女性 36.2%、男性 29.4%）は、子育てに次いで要望の高い施策となっています（P69 図表 32）。一方、家庭内での役割分担をみると、“高齢者等の介護や病人の看護”も「妻が中心」が 22.2%と「夫と妻と同程度」（14.9%）を上回っています（P70 図表 34）。高齢化が進展する今、男女がともに介護に関わりやすい社会の仕組みの構築と介護における意識改革を進めることが急務です。

なお、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年）が制定され、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が示されました。

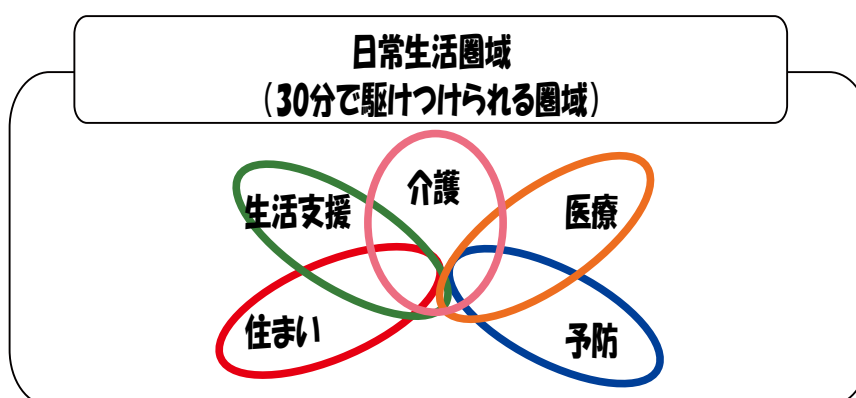
男女が共に介護を担いながら、社会全体で支えていくための環境整備に取り組む必要があります。

図表 35 墨田区の要介護認定者の推移



資料：介護保険課

地域包括ケアシステムとは…



- ①医療との連携強化（24 時間対応、訪問看護や訪問リハの充実、介護職員の医療行為など）
- ②介護サービスの充実強化（介護拠点となる入所施設の緊急整備、在宅サービスの充実）
- ③予防の推進（介護予防等の推進）
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

◆◆◆方 針◆◆◆

- 家族介護者の負担が軽減されるよう、要介護者の状態に応じた多様な介護サービスを整備していきます。
- 住民の支え合いによる介護支援を推進するとともに、安全に外出できるまちづくりを推進します。

	事 業	事業の内容	所管課
101	介護者への支援の充実（介護保険制度事業）	介護を社会全体で支えるために、介護保険制度の普及とともに、介護サービスを充実します。	介護保険課
102	常時介護受給者用施設の整備促進	常時介護を必要とする方が入所する特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設の整備を支援します。	介護保険課
103	認知症高齢者の施設の整備促進	認知症のある高齢者が少人数で暮らし、専門的援助の受けられる認知症高齢者グループホーム等の整備を支援します。	介護保険課
104	高齢者福祉サービスの情報提供	高齢者福祉のしおり「たんぽぽ」を配布することで、介護保険制度や高齢者の福祉サービスの内容を 65 歳以上の方やその家族に情報提供します。	介護保険課
105	高齢者支援総合センター事業の充実	高齢者の総合相談窓口業務を実施するとともに男性介護教室や認知症介護者教室等介護者向け講座を実施し、介護者同士のネットワークを図ります。	高齢者福祉課
106	緊急一時介護・保護事業の実施	心身障害者（児）緊急一時介護、知的障害者緊急保護等の事業を実施します。	障害者福祉課
107	障害者福祉サービスの情報提供	障害者福祉のしおり「フレイフレーマイペース」を配布し、障害のある方に対する各種制度やサービスの案内、情報提供を行います。	障害者福祉課
108	障害者への巡回入浴サービスの実施	自宅にお風呂がないなど、家族介護による入浴が困難な重度心身障害者（児）に対して、入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、家族の負担を軽減します。	障害者福祉課
109	区民参加型の家事援助の拡充（「ハート・ライン 21」事業）	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施している、区民参加型の家事援助を中心とした有料の在宅サービス「ハート・ライン 21」に助成し、事業を推進します。	厚生課
110	バリアフリー化の促進による暮らしやすいまちを整備	区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。	厚生課